

綾瀬市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。(以下「法」という。))第11条及び第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「住民基本台帳の閲覧」という。)に関する事務についての取扱いを定めることにより、住民のプライバシーの保護等を図るとともに、適切かつ円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(住民基本台帳の閲覧の請求)

第2条 法第11条の規定により住民基本台帳の閲覧の請求をしようとする者は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について(第1号様式)により市長に請求するものとする。ただし、法令に基づき請求する場合で、法第11条に規定する請求要件に適合している書式を用いる場合は、この限りでない。

(住民基本台帳の閲覧の申出)

第3条 法第11条の2の規定により住民基本台帳の閲覧の申出をしようとする者(以下「申出者」という。)は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出書(第2号様式)により市長に申出するものとする。

2 市長は、申出者が、法人及び事業を営む個人(以下「法人等」という。)の場合は、申出内容の事実確認を行うため、法人等の概要を確認できる書類等の提出を必要に応じて求めることができる。個人の申出についても、これに準じて取り扱うものとする。

3 法第11条の2の第3号に規定する市町村長が定めるものは次のとおりとする。

(1) 訴訟の相手方の氏名、住所を確認する必要がある場合であって、他に手段がない場合

(2) マンションの管理組合が管理業務を行うために当該マンションの居住者を確認する必要がある場合

(3) 間違った郵便物が配達されるといった特別な事情が有る場合に、自らの居住地の住所に勝手に住所を置いている者がいないかどうか確認したいといった場合

(4) その他市長が認めるもの

(閲覧者の確認)

第 4 条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令 (昭和 6 0 年自治省令第 2 8 号。以下、「省令」という。) 第 2 条第 3 項第 2 号に規定する、閲覧者が本人であることを確認するための照会については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書 (第 3 号様式) において行うものとする。

2 省令第 2 条第 3 項第 2 号に規定する市町村長が適当と認める書類は、第三者が発行する本人氏名の記載された証明書又はカード類とする。

(閲覧日、時間及び人数)

第 5 条 閲覧ができる日、時間及び人数は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に支障があると認めるときは、変更することができる。

(1) 閲覧できる日は、火曜日から木曜日までとする。閲覧できる日が綾瀬市の休日を定める条例 (平成元年綾瀬市条例第 5 号。以下「条例」という。) 第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する市の休日にかかる場合は、その日並びにその前日及び翌日を除くものとする。

(2) 閲覧できる時間は、午前 9 時から正午 (次号においては、「午前」という。) 及び午後 1 時から 4 時 (次号においては、「午後」という。) までとする。

(3) 閲覧ができる人数は、午前及び午後 1 名とする。

(閲覧日の予約)

第 6 条 閲覧は、国又は地方公共団体の機関の請求による場合を除き、原則予約とする。

(1) 予約は、電話及び窓口において受け付けるものとする。

(2) 予約は、閲覧日の属する月の前月の初日 (その日が条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、その日の翌日とする。) から起算して閲覧日の 1 4 日前までの日 (その日が条例第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たる場合は、その日の前日とする。) に受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 閲覧を予約した者は、予約した日から起算して 7 日までの日 (その日が条例第 1 条第 1 項に規定する日に当たる場合は、その日の翌日とする。)

に第3条に規定する申出書その他提出を求められた関係書類（以下「申出書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（審査及び決定通知）

第7条 市長は、第3条の規定により申出書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を閲覧を希望した日の前日までに住民基本台帳の一部の写しの閲覧決定通知書（第4号様式）により申出者に通知するものとする。

（閲覧者の変更）

第8条 閲覧者の変更が生じた場合は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧者の変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（閲覧に供する帳票）

第9条 閲覧に供する帳票は、法第6条第1項に規定する住民基本台帳に記載されている事項のうち次に掲げる事項を記載し、閲覧簿とする。

（1） 住所

（2） 氏名

（3） 生年月日

（4） 性別

2 閲覧簿については、毎年1月、4月、7月、10月に更新する。

（閲覧の公表）

第10条 市長は、毎年6月に閲覧の状況について、掲示板等で公表する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項について、市長は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第 号
平成 年 月 日

綾瀬市長様

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由	注) 犯罪捜査等で理由の明記が困難な場合は、以下の内容を記載してください。 法令で定める事務の遂行のために必要である旨 根拠法令の名称 請求事由を明らかにできない理由			
請求に係る住民の範囲				

平成 年 月 日

様

綾瀬市長

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

平成 年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出を受け付けました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名、なつ印のうえ、あなた自身をご持参ください。

（ご注意）

（1）回答書は必ずご持参ください。郵送された場合は、受付できません。

平成 年 月 日

回 答 書

綾瀬市長 様

平成 年 月 日に行われた住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

（住 所）

（氏 名）

健康保険証、カード等でお名前の確認できるものをご持参ください。

第4号様式（第7条関係）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長
（公印省略）

このことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

閲覧を承認する。

閲覧を承認しない。

理由（ ）

閲覧予約日	年	月	日（ ）		
閲覧日	年	月	日	午前	午後
時 間				午前の部	9時～正午
				午後の部	1時～4時

備 考

- ・ 閲覧当日、この決定通知書を持参してください。
- ・ 閲覧者の本人確認をさせていただきますので、お名前の確認できる運転免許証やパスポート等（官公署発行の顔写真付き）を持参してください。
なお、法人の閲覧申出の場合は、社員証も必要となります。
- ・ 文書による照会を行っている場合は、回答書も必ず持参してください。（郵送による送付では受付できません。）
- ・ 閲覧当日、申出時の閲覧者と異なる場合は、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧者の変更届」を提出してください。

この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に綾瀬市長に対して、異議申立てをすることができます。

（問合せ先）

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

綾瀬市役所 市民課

電話 0467-77-1111 内線（3123）

第5号様式（第8条関係）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧者の変更届

年 月 日

綾瀬市長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関して、閲覧者を次のとおり変更したことを報告します。

閲覧日 年 月 日（ ） 午前の部 午後の部

変更理由

申請者

住所（所在地）

氏名（名称・代表者名）

変更後の閲覧者

住 所

氏 名

* 閲覧当日、閲覧申請時の閲覧者と異なる場合のみ提出してください。

* 閲覧者を変更した場合は、変更後の閲覧者の本人確認のため、運転免許証やパスポート等（官公署発行の顔写真付）をご提示ください。